

松前町 地域防災計画

令和元年 8 月修正

松前町 防災会議

目次

総 論	1
第1章 計画の主旨	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 用 語	4
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3章 松前町の地勢等及び災害記録	12
第4章 地震発生条件	15
第5章 地震防災緊急事業5箇年計画	23
風水害等災害対策編	25
第1編 風水害等災害予防計画	27
第1章 気象予警報等の伝達計画	29
第1節 定義	29
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統	30
第3節 気象情報の種類及び伝達系統	32
第4節 特別警報	33
第5節 洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達	34
第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達	34
第7節 伝達体制	34
第8節 非常時の伝達体制	35
第9節 観測資料の通報連絡	35
第2章 防災思想・知識普及計画	36
第1節 職員に対する教育	36
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育	36
第3節 住民に対する防災知識の普及	37
第4節 関係機関の活動	38
第5節 普及の際の留意点	38
第3章 住民の防災対策	39
第1節 住民の果たすべき役割	39
第2節 町の活動	39
第4章 自主防災組織の活動	41
第1節 自主防災組織の育成強化	41
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	42
第3節 自主防災組織と消防団等との連携	43
第4節 事業所等の自主防災活動	43
第5節 地域における自主防災活動の推進	44
第5章 事業者の防災対策	45
第1節 事業所等の果たすべき役割	45
第6章 業務継続計画の策定	46
第1節 業務継続計画の策定	46
第2節 基本方針	46
第3節 計画策定の考え方	46
第7章 ボランティアによる防災活動	47
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	47
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	47
第3節 ボランティアの果たすべき役割	47
第8章 防災訓練計画	48

第1節	防災訓練の実施責務又は協力	48
第2節	防災訓練の種別	48
第3節	訓練の時期	48
第4節	訓練の方法	49
第5節	訓練結果の評価・総括	49
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	49
第9章	火災予防計画	50
第1節	組織	50
第2節	施設の整備計画	51
第3節	機械器具等の点検	52
第4節	火災予防	52
第5節	教育訓練	52
第6節	火災警報	53
第7節	消防団の警戒体制の確保	54
第8節	特殊防火対象物の警戒	54
第9節	消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	54
第10節	火災発生防止の緊急広報	54
第11節	消火活動への協力	54
第12節	火災防御の措置	54
第10章	水害予防計画	55
第1節	河川管理施設等の整備	55
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	55
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	55
第4節	重要水防箇所の把握及び監視	55
第5節	浸水想定区域における災害対策の強化	55
第6節	消防力（水防）の強化	56
第7節	伝達体制の整備	56
第8節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	57
第11章	高潮災害予防計画	58
第1節	防潮堤等の整備	58
第2節	潮位観測体制の確立	58
第3節	高潮（波浪）注意報、高潮（波浪）警報発表時の措置	58
第12章	避難計画	59
第1節	避難計画の作成	59
第2節	避難場所及び避難所の指定	59
第3節	避難路の選定	60
第4節	住民等への周知のための措置	60
第5節	避難所の設備及び資機材の配備	60
第6節	避難計画	61
第7節	避難所運営マニュアルの策定	62
第8節	その他避難に関する必要な事項	62
第13章	緊急物資確保計画	63
第1節	食料及び生活必需品等の確保	63
第2節	飲料水等の確保	63
第14章	医療救護体制確保計画	65
第1節	医療救護体制の確保	65
第2節	初期医療体制の整備	65
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	65
第4節	難病患者等の状況把握	65
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	66
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	66

第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	66
第15章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	67
第1節	防疫・衛生体制	67
第2節	保健衛生活動体制の整備	67
第3節	し尿処理体制の確保	67
第4節	廃棄物処理体制の確保	67
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	68
第16章	要配慮者の支援計画	69
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	69
第2節	避難支援等関係者	69
第3節	避難行動要支援者の実態把握、名簿作成、名簿情報共有	69
第4節	個別計画の策定	71
第5節	外国人、訪問客等への配慮	71
第6節	避難体制の確立	71
第7節	避難支援等関係者の安全確保	72
第8節	防災教育・訓練の充実	72
第9節	備蓄物資の整備	72
第10節	要配慮者の心得	72
第11節	避難所等における支援体制	72
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	73
第17章	広域応援体制の整備計画	74
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	74
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	74
第3節	協定の充実	74
第4節	応援要請体制等の整備	75
第18章	情報通信システム整備計画	76
第1節	情報収集・連絡体制の整備	76
第2節	通信施設の運営管理	76
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	76
第4節	防災情報システムの拡充整備	76
第5節	災害発生時の職員参集システムの整備	76
第19章	ライフライン災害予防計画	77
第1節	水道施設	77
第2節	下水道施設	77
第3節	電力施設	77
第4節	ガス施設	78
第5節	電信電話施設	78
第20章	公共土木施設等の災害予防計画	79
第1節	道路施設	79
第2節	海岸保全施設	79
第3節	河川管理施設	80
第4節	港湾施設	80
第5節	農地・農業用施設	80
第6節	防災上重要な施設	81
第7節	都市公園施設	81
第8節	文化財施設	82
第9節	通信放送施設	82
第21章	鉄道施設災害予防対策	83
第1節	防災体制の確立	83
第2節	施設等の整備	83
第3節	異常気象時における運転の停止等	83

第 22 章	建築物災害予防計画	84
第 1 節	公共建築物の安全性の向上	84
第 2 節	一般建築物の安全性の向上	84
第 3 節	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	84
第 4 節	浸水想定区域内の施設における対策の促進	84
第 23 章	危険物施設等の保安計画	85
第 1 節	危険物施設	85
第 2 節	高圧ガス施設	85
第 3 節	毒物・劇物施設	86
第 4 節	火薬類貯蔵施設	86
第 5 節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	86
第 24 章	海上災害予防計画	87
第 1 節	県、警察、町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動	87
第 2 節	排出油等防除協議会の活動	87
第 25 章	資材・機材等点検整備計画	88
第 1 節	点検整備を要する資材・機材	88
第 2 節	点検整備実施内容	88
第 26 章	災害復旧・復興への備え	89
第 1 節	平常時からの備え	89
第 2 節	複合災害への備え	89
第 3 節	災害廃棄物の発生への対応	89
第 4 節	各種データの整備保全	89
第 5 節	り災証明書交付体制の整備	90
第 2 編	風水害等災害応急対策	91
第 1 章	応急措置の概要	93
第 1 節	町のとるべき措置	93
第 2 節	県のとるべき措置	93
第 3 節	住民のとるべき措置	93
第 4 節	関係機関のとるべき措置	94
第 2 章	防災組織及び編成	95
第 1 節	町の防災組織	95
第 2 節	活動体制	96
第 3 章	通信連絡活動	110
第 1 節	通信連絡手段	110
第 2 節	情報システムの確保	112
第 4 章	災害情報報告活動	113
第 1 節	情報活動の強化	113
第 2 節	情報の処理	113
第 3 節	県災害対策本部に対する報告及び要請	114
第 4 節	その他の情報活動	116
第 5 章	広報活動	121
第 1 節	町の活動	121
第 2 節	関係機関の活動	122
第 3 節	住民が必要な情報を入手する方法	122
第 4 節	広聴活動	123
第 5 節	安否情報の提供	123
第 6 章	避難活動	124
第 1 節	避難の勧告等	124
第 2 節	警戒区域の設定	126
第 3 節	避難誘導の実施	127
第 4 節	避難所の開設	129

第5節	学校、幼稚園、保育所等における避難対策	131
第6節	避難状況の報告	131
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	131
第8節	避難地区の警戒警備	132
第7章	緊急輸送活動	133
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	133
第2節	緊急輸送体制の確立	133
第3節	応援要請	135
第4節	記録等	135
第8章	交通応急対策	136
第1節	交通の確保対策	136
第2節	交通規制の実施	136
第3節	道路交通確保の措置	138
第4節	緊急通行車両の確認等	138
第9章	消防活動	141
第1節	消防活動の基本方針	141
第2節	消防機関の活動	141
第3節	消防活動の応援要請	143
第10章	水防活動	145
第1節	水防活動	145
第2節	水門等の操作	148
第3節	水防活動の応援要請	148
第11章	人命救助活動	149
第1節	人命救助活動の基本方針	149
第2節	町の活動	149
第3節	消防機関の活動	149
第4節	自主防災組織の活動	149
第5節	事業所の活動	150
第6節	自衛隊の活動	150
第12章	食料の確保・供給	151
第1節	災害時における応急供給	151
第2節	住民及び自主防災組織の活動	152
第3節	炊き出し計画	152
第13章	生活必需品等の確保・供給	154
第1節	応急供給実施体制	154
第2節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	154
第3節	町が保有する備蓄物資の取扱い	155
第4節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	155
第5節	県が保有する備蓄物資の供給要請	155
第14章	飲料水の確保・供給	156
第1節	実施責任者	156
第2節	給水方法	156
第3節	給水量	157
第4節	給水期間	157
第5節	給水施設の応急復旧	157
第15章	医療救護活動	158
第1節	医療救護活動の実施方針	158
第2節	医療救護の実施	158
第3節	後方医療体制の整備	159
第4節	医薬品等の確保	159
第5節	負傷者等の搬送	159

第6節	関係機関等への支援要請	159
第7節	協力要請への対応	160
第8節	住民及び自主防災組織の活動	160
第9節	病院診療所等一覧	160
第16章	防疫・衛生活動	161
第1節	実施責任者	161
第2節	防疫・保健活動	161
第3節	住民の活動	162
第17章	保健衛生活動	163
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	163
第2節	被災者等への保健衛生活動	163
第3節	保健師等の応援・派遣受入	163
第18章	食品衛生活動	164
第1節	町の活動	164
第2節	住民の活動	164
第19章	死体の搜索・処置・埋葬	165
第1節	実施体制	165
第2節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬	165
第20章	廃棄物等の処理	168
第1節	実施体制	168
第2節	清掃班の編成	168
第3節	ごみ収集処理の方法	168
第4節	し尿の収集と処理	168
第5節	野外仮設トイレの設置	169
第6節	死亡獣畜の処理方法	169
第7節	処理施設の応急復旧	169
第8節	住民の活動	169
第21章	障害物の除去	170
第1節	実施体制	170
第2節	障害物等の除去	170
第3節	河川の障害物の除去	170
第4節	港湾区域における障害物の除去	170
第5節	住宅関係障害物の除去	170
第22章	動物の管理	172
第1節	町の活動	172
第2節	住民及び民間の活動	172
第3節	死亡した動物及び家さんの処理	172
第23章	応急住宅対策	173
第1節	住宅応急対策の実施	173
第2節	公営住宅等の一時供給	174
第3節	応急仮設住宅の供給	174
第4節	被災住宅の応急修理	175
第5節	経費の負担	175
第24章	要配慮者への援助	176
第25章	広域応援活動	177
第1節	消防機関の活動	177
第2節	町の活動	177
第3節	海上保安庁の支援	177
第4節	応援要員の受入れ体制	178
第5節	従事命令又は協力命令	178
第6節	外国からの応援活動	178

第 26 章	ボランティア等への支援	180
第 27 章	自衛隊の活動	181
第 1 節	自衛隊の支援	181
第 2 節	自衛隊の救助活動の内容	181
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	182
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置	182
第 5 節	派遣部隊の撤収	183
第 6 節	費用負担	183
第 28 章	ライフラインの確保	185
第 1 節	水道施設	185
第 2 節	下水道施設	185
第 3 節	電力施設	185
第 4 節	ガス施設	186
第 5 節	電信電話施設	186
第 29 章	公共土木施設等の確保	189
第 1 節	道路施設	189
第 2 節	海岸保全施設	189
第 3 節	河川管理施設	189
第 4 節	港湾施設	189
第 5 節	農地・農業施設	189
第 6 節	都市公園施設	190
第 30 章	郵政事業の運営維持	191
第 1 節	郵便物の送達の確保	191
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持	191
第 31 章	鉄道施設災害の応急活動	192
第 1 節	災害対策本部等の設置	192
第 2 節	情報連絡体制の整備	192
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策	192
第 4 節	旅客等への広報	192
第 5 節	避難誘導	192
第 32 章	危険物施設等の安全確保	193
第 1 節	危険物施設	193
第 2 節	高圧ガス施設	193
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設	194
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設	194
第 33 章	海上災害応急活動	195
第 1 節	実施機関	195
第 2 節	関係機関相互の通報連絡	195
第 3 節	関係機関の活動	196
第 4 節	大量排出油対策	197
第 5 節	船舶火災対策	198
第 6 節	在港船舶対策	198
第 7 節	陸上施設事故対策	199
第 34 章	大規模火災応急活動	200
第 35 章	応急教育活動	201
第 1 節	学校における災害応急対策	201
第 2 節	応急教育計画の作成	201
第 3 節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	202
第 4 節	文化財の保護	203
第 36 章	社会秩序維持活動	204
第 37 章	消防防災ヘリコプターの支援	205

第1節	緊急運航要請手続き	205
第2節	支援活動の種類	205
第3節	緊急運航の要件	205
第4節	自主出動	205
第38章	災害救助法の適用対策	206
第1節	災害救助法の適用	206
第2節	救助の種類	207
第3編	風水害等災害復旧・復興対策	209
第1章	災害復旧対策	211
第1節	激甚災害の指定	211
第2節	被災施設の復旧等	211
第3節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	211
第2章	復興計画	213
第1節	復興計画の策定	213
第2節	防災まちづくりを目指した復興	213
第3節	復興予算（中長期計画）の編成	214
第4節	復興財源の確保	214
第3章	被災者の生活再建支援	216
第1節	被災者の経済的再建支援	216
第2節	恒久住宅対策	217
第3節	中小企業を対象とした支援	217
第4節	雇用対策	217
第5節	農漁業者を対象とした支援	218
第6節	要配慮者の支援	218
第7節	生活再建支援策等の広報・PR	218
地震災害対策編		219
第1編	地震災害予防計画	221
第1章	防災思想・知識普及計画	223
第1節	職員に対する教育	223
第2節	教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	223
第3節	住民に対する防災知識の普及	224
第4節	関係機関の活動	225
第5節	普及の際の留意点	225
第2章	住民の防災対策	226
第1節	住民の果たすべき役割	226
第2節	町の活動	227
第3章	自主防災組織の活動	228
第1節	自主防災組織の育成強化	228
第2節	自主防災組織の果たすべき役割	229
第3節	自主防災組織と消防団等との連携	230
第4節	事業所等の自主防災活動	230
第5節	地域における自主防災活動の推進	230
第4章	事業者の防災対策	232
第1節	事業所等の果たすべき役割	232
第5章	業務継続計画の策定	233
第1節	業務継続計画の策定	233
第2節	基本方針	233
第3節	計画策定の考え方	233
第6章	ボランティアによる防災活動	234
第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	234

第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	234
第3節	ボランティアの果たすべき役割	234
第7章	地震防災訓練計画	235
第1節	防災訓練の実施責務又は協力	235
第2節	防災訓練の種別	235
第3節	訓練の時期	235
第4節	訓練の方法	235
第5節	訓練結果の評価・総括	236
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	236
第8章	地震災害予防計画	237
第1節	火災予防	237
第2節	消防力の充実強化	238
第3節	建築物等に対する安全対策	238
第9章	水害予防計画	240
第1節	河川管理施設の整備	240
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	240
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	240
第4節	重要水防箇所の把握及び監視	240
第5節	消防力（水防）の強化	240
第6節	伝達体制の整備	241
第7節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	241
第10章	地盤災害予防計画	242
第1節	液状化対策の推進	242
第2節	農地保全対策の実施	242
第11章	避難計画	243
第1節	避難計画の作成	243
第2節	避難場所及び避難所の指定	243
第3節	避難路の選定	244
第4節	住民等への周知のための措置	244
第5節	避難所の設備及び資機材の配備	244
第6節	避難計画	245
第7節	避難所運営マニュアルの策定	246
第8節	その他避難に関する必要な事項	246
第12章	緊急物資確保計画	247
第1節	食料及び生活必需品等の確保	247
第2節	飲料水の確保	247
第13章	医療救護体制確保計画	249
第1節	医療救護体制の確保	249
第2節	初期医療体制の整備	249
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	249
第4節	難病患者等の状況把握	249
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	250
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	250
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	250
第14章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	251
第1節	防疫・衛生体制	251
第2節	保健衛生活動体制の整備	251
第3節	し尿処理体制の確保	251
第4節	廃棄物処理体制の確保	251
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	252
第15章	要配慮者の支援計画	253

第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	253
第2節	避難支援等関係者	253
第3節	避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	253
第4節	個別計画の策定	255
第5節	外国人、訪問客等への配慮	255
第6節	避難体制の確立	255
第7節	避難支援等関係者の安全確保	256
第8節	防災教育・訓練の充実	256
第9節	備蓄物資の整備	256
第10節	要配慮者の心得	256
第11節	避難所等における支援体制	256
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	257
第16章	広域応援体制整備計画	258
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	258
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	258
第3節	協定の充実	258
第4節	応援要請体制等の整備	259
第17章	情報通信システム整備計画	260
第1節	情報収集・連絡体制の整備	260
第2節	通信施設の運営管理	260
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	260
第4節	防災情報システムの拡充整備	260
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備	260
第18章	ライフラインの耐震計画	262
第1節	水道施設	262
第2節	下水道施設	262
第3節	電力施設	263
第4節	ガス施設	263
第5節	電信電話施設	263
第19章	公共土木施設等の耐震計画	264
第1節	道路施設	264
第2節	海岸保全施設	264
第3節	河川管理施設	265
第4節	港湾施設	265
第5節	農地・農業施設	265
第6節	防災上重要な施設	266
第7節	都市公園施設	266
第8節	文化財施設	267
第9節	通信放送施設	267
第20章	建築物等の耐震計画	268
第1節	建築主の責務	268
第2節	町の役割	268
第3節	ガラスの飛散防止	268
第4節	ブロック塀の倒壊防止	268
第5節	家具等の転倒防止	268
第6節	落下、倒壊のおそれのある危険構築物	268
第7節	情報システムの安全対策	269
第21章	危険物施設等の耐震計画	270
第1節	危険物施設	270
第2節	高圧ガス施設	270
第3節	毒物・劇物施設	271

第4節	火薬類貯蔵施設	271
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	271
第22章	地震対策に対する財政計画	272
第1節	基金の創設	272
第2編	地震災害応急対策	273
第1章	応急措置の概要	275
第1節	町のとるべき措置	275
第2節	県のとるべき措置	275
第3節	住民のとるべき措置	275
第4節	関係機関のとるべき措置	276
第2章	防災組織及び編成	277
第1節	町の防災組織	277
第2節	活動体制	278
第3章	通信連絡活動	291
第1節	通信連絡手段	291
第2節	情報システムの確保	293
第4章	災害情報報告活動	294
第1節	情報活動の強化	294
第2節	災害情報等の収集連絡	294
第3節	情報の処理	298
第4節	県災害対策本部に対する報告及び要請	299
第5節	その他の情報活動	301
第5章	広報活動	305
第1節	町の活動	305
第2節	関係機関の活動	306
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	306
第4節	広聴活動	307
第5節	安否情報の提供	307
第6章	避難活動	308
第1節	避難の勧告等	308
第2節	警戒区域の設定	310
第3節	避難誘導の実施	311
第4節	避難所の開設	313
第5節	学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	315
第6節	避難状況の報告	315
第7節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	316
第8節	避難地区の警戒警備	316
第7章	緊急輸送活動	317
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	317
第2節	緊急輸送体制の確立	317
第3節	応援要請	319
第4節	記録等	319
第8章	交通応急対策	320
第1節	交通の確保対策	320
第2節	交通規制の実施	321
第3節	道路交通確保の措置	322
第4節	緊急通行車両の確認等	322
第9章	消防活動	325
第1節	消防活動の基本方針	325
第2節	消防機関の活動	325
第3節	消防活動の応援要請	327

第 10 章	水防活動	329
第 1 節	水防活動	329
第 2 節	水門等の操作	332
第 3 節	水防活動の応援要請	332
第 11 章	人命救助活動	333
第 1 節	人命救助活動の基本方針	333
第 2 節	町の活動	333
第 3 節	消防機関の活動	333
第 4 節	自主防災組織の活動	333
第 5 節	事業所の活動	334
第 6 節	自衛隊の活動	334
第 12 章	食料の確保・供給	335
第 1 節	災害時における応急供給	335
第 2 節	住民及び自主防災組織の活動	336
第 3 節	炊き出し計画	336
第 13 章	生活必需品等の確保・供給	338
第 1 節	応急供給実施体制	338
第 2 節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	338
第 3 節	町が保有する備蓄物資の取扱い	339
第 4 節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	339
第 5 節	県が保有する備蓄物資の供給要請	339
第 14 章	飲料水の確保・供給	340
第 1 節	実施責任者	340
第 2 節	給水方法	340
第 3 節	給水量	341
第 4 節	給水期間	341
第 5 節	給水施設の応急復旧	341
第 15 章	医療救護活動	342
第 1 節	医療救護活動の実施方針	342
第 2 節	医療救護の実施	342
第 3 節	後方医療体制の整備	343
第 4 節	医薬品等の確保	343
第 5 節	負傷者等の搬送	343
第 6 節	関係機関等への支援要請	343
第 7 節	協力要請への対応	344
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動	344
第 9 節	病院診療所等一覧	344
第 16 章	防疫・衛生活動	345
第 1 節	実施責任者	345
第 2 節	防疫・保健活動	345
第 3 節	住民の活動	346
第 17 章	保健衛生活動	347
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	347
第 2 節	被災者等への保健衛生活動	347
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入	347
第 18 章	食品衛生活動	348
第 1 節	町の活動	348
第 2 節	住民の活動	348
第 19 章	死体の搜索・処置・埋葬	349
第 1 節	実施体制	349
第 2 節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬	349

第 20 章	廃棄物等の処理	352
第 1 節	実施体制	352
第 2 節	廃棄物等処理体制の編成	352
第 3 節	ごみ収集処理の方法	352
第 4 節	し尿の収集と処理	352
第 5 節	野外仮設トイレの設置	353
第 6 節	死亡獣畜の処理方法	353
第 7 節	処理施設の応急復旧	353
第 8 節	住民の活動	353
第 21 章	障害物の除去	354
第 1 節	実施体制	354
第 2 節	障害物等の除去	354
第 3 節	河川の障害物の除去	354
第 4 節	港湾区域における障害物の除去	354
第 5 節	住宅関係障害物の除去	354
第 22 章	動物の管理	356
第 1 節	町の活動	356
第 2 節	住民及び民間の活動	356
第 3 節	死亡した動物及び家さんの処理	356
第 23 章	応急住宅対策	357
第 1 節	住宅応急対策の実施	357
第 2 節	公営住宅等の一時供給	358
第 3 節	応急仮設住宅の供給	358
第 4 節	被災住宅の応急修理	359
第 5 節	経費の負担	359
第 24 章	要配慮者への援助	360
第 25 章	広域応援活動	361
第 1 節	消防機関の活動	361
第 2 節	町の活動	361
第 3 節	海上保安庁の支援	361
第 4 節	応援要員の受入れ体制	362
第 5 節	従事命令又は協力命令	362
第 6 節	外国からの応援活動	362
第 26 章	ボランティア等への支援	364
第 27 章	自衛隊の活動	365
第 1 節	自衛隊の支援	365
第 2 節	自衛隊の救助活動の内容	365
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	366
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置	366
第 5 節	派遣部隊の撤収	367
第 6 節	費用負担	367
第 28 章	ライフラインの確保	369
第 1 節	水道施設	369
第 2 節	下水道施設	369
第 3 節	電力施設	369
第 4 節	ガス施設	370
第 5 節	電信電話施設	370
第 29 章	公共土木施設等の確保	373
第 1 節	道路施設	373
第 2 節	海岸保全施設	373
第 3 節	河川管理施設	373

第4節	港湾施設	373
第5節	農地・農業施設	373
第6節	都市公園施設	374
第30章	郵政事業の運営維持	375
第1節	郵便物の送達確保	375
第2節	郵便局の窓口業務の維持	375
第31章	鉄道施設災害の応急活動	376
第1節	災害対策本部等の設置	376
第2節	情報連絡体制の整備	376
第3節	災害応急措置及び復旧対策	376
第4節	旅客等への広報	376
第5節	避難誘導	376
第32章	危険物施設等の安全確保	377
第1節	危険物施設	377
第2節	高圧ガス施設	377
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	377
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	378
第33章	海上災害応急活動	379
第1節	実施機関	379
第2節	関係機関相互の通報連絡	379
第3節	関係機関の活動	380
第4節	大量排出油対策	381
第5節	船舶火災対策	382
第6節	在港船舶対策	382
第7節	陸上施設事故対策	383
第34章	大規模火災応急活動	384
第35章	応急教育活動	385
第1節	学校における災害応急対策	385
第2節	応急教育計画の作成	385
第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	386
第4節	文化財の保護	387
第36章	社会秩序維持活動	388
第37章	消防防災ヘリコプターの支援	389
第1節	緊急運航要請手続き	389
第2節	支援活動の種類	389
第3節	緊急運航の要件	389
第4節	自主出動	389
第38章	災害救助法の適用対策	390
第1節	災害救助法の適用	390
第2節	救助の種類	391
第3編	地震災害復旧・復興対策	393
第1章	災害復旧対策	395
第1節	激甚災害の指定	395
第2節	被災施設の復旧等	395
第3節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	395
第2章	復興計画	397
第1節	復興計画の策定	397
第2節	防災まちづくりを目指した復興	397
第3節	復興予算（中長期計画）の編成	398
第4節	復興財源の確保	398
第3章	被災者の生活再建支援	400

第1節	被災者の経済的再建支援	400
第2節	恒久住宅対策	401
第3節	中小企業を対象とした支援	401
第4節	雇用対策	401
第5節	農漁業者を対象とした支援	402
第6節	要配慮者の支援	402
第7節	生活再建支援策等の広報・PR	402
第4編	南海トラフ地震災害対策	403
第1章	総則	405
第2章	関係者との連携協力の確保	406
第1節	資機材、人員等の配備手配	406
第2節	他機関に対する応援要請	406
第3節	帰宅困難者への対応	409
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	410
第1節	津波からの防護	410
第2節	津波に関する情報の伝達等	410
第3節	避難指示等の発令基準	410
第4節	避難対策等	410
第5節	消防機関等の活動	412
第6節	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	412
第7節	交通	412
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	413
第9節	迅速な救助	413
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	415
第5章	防災訓練計画	416
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	417
第1節	町職員に対する教育	417
第2節	地域住民等に対する教育	417
第3節	相談窓口の設置	417
津波災害対策編		419
第1編	津波災害予防計画	421
第1章	津波災害予防対策の基本的考え方	423
第2章	防災思想・知識普及計画	424
第1節	職員に対する教育	424
第2節	教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	424
第3節	住民に対する防災知識の普及	425
第4節	関係機関の活動	426
第5節	普及の際の留意点	427
第3章	住民の津波防災対策	428
第1節	住民の果たすべき役割	428
第2節	町の活動	429
第3節	自主防災組織等の活動	429
第4節	地域における自主防災活動の推進	429
第4章	事業者の津波防災対策	430
第1節	事業者等の果たすべき役割	430
第5章	業務継続計画の策定	431
第1節	業務継続計画の策定	431
第2節	基本方針	431
第3節	計画策定の考え方	431

第6章	ボランティアによる防災活動	432
第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	432
第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	432
第3節	ボランティアの果たすべき役割	432
第7章	津波避難訓練の実施	433
第1節	町の活動	433
第2節	訓練実施の留意点	433
第8章	津波に強いまちづくり	434
第1節	海岸保全施設等の整備の基本的考え方	434
第2節	津波に強い地域の形成	434
第9章	津波避難体制	435
第1節	伝達体制の整備	435
第2節	津波警戒等の周知徹底	435
第3節	避難場所等の指定及び周知等	436
第4節	避難関連施設の整備	437
第5節	津波からの防護・避難のための施設の整備等	438
第6節	住民等の避難誘導體制	438
第7節	交通対策	439
第8節	町が管理又は運営する施設に関する津波対策	439
第10章	緊急物資確保対策	441
第1節	食料及び生活必需品等の確保	441
第2節	飲料水の確保	441
第11章	医療救護体制確保計画	443
第1節	医療救護体制の確保	443
第2節	初期医療体制の整備	443
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	443
第4節	難病患者等の状況把握	443
第5節	医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	444
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	444
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	444
第12章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	445
第1節	防疫・衛生体制	445
第2節	保健衛生活動体制の整備	445
第3節	し尿処理体制の確保	445
第4節	廃棄物処理体制の確保	445
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	446
第13章	要配慮者の支援対策	447
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	447
第2節	避難支援等関係者	447
第3節	避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	447
第4節	個別計画の策定	449
第5節	外国人、訪問客等への配慮	449
第6節	避難体制の確立	449
第7節	避難支援等関係者の安全確保	450
第8節	防災教育・訓練の充実	450
第9節	備蓄物資の整備	450
第10節	要配慮者の心得	450
第11節	避難所等における支援体制	450
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	451
第14章	広域応援体制の整備	452
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	452

第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	452
第3節	協定の充実	452
第4節	応援要請体制等の整備	453
第15章	情報通信システム整備計画	454
第1節	情報収集・連絡体制の整備	454
第2節	通信施設の運営管理	454
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	454
第4節	防災情報システムの拡充整備	454
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備	455
第16章	ライフラインの耐浪化	456
第1節	水道施設	456
第2節	下水道施設	456
第3節	電力施設	456
第4節	ガス施設	456
第5節	電信電話施設	456
第17章	公共施設等の津波対策	457
第1節	浸水危険性の低い場所への施設の整備	457
第2節	浸水危険性の低い場所への誘導	457
第18章	危険物等施設の安全確保	458
第1節	高圧ガス施設	458
第19章	災害復旧・復興への備え	459
第1節	平常時からの備え	459
第2節	複合災害への備え	459
第3節	災害廃棄物の発生への対応	459
第4節	各種データの整備保全	459
第5節	り災証明書交付体制の整備	460
第2編	津波災害応急対策	461
第1章	災害発生直前の対策	463
第1節	津波警報等の伝達	463
第2節	避難の指示・勧告	466
第2章	応急措置の概要	468
第1節	町のとるべき措置	468
第2節	県のとるべき措置	468
第3節	住民のとるべき措置	468
第4節	関係機関のとるべき措置	469
第3章	防災組織及び編成	470
第1節	町の防災組織	470
第2節	活動体制	471
第4章	通信連絡活動	484
第1節	通信連絡手段	484
第2節	情報システムの確保	486
第5章	災害情報報告活動	487
第1節	情報活動の強化	487
第2節	情報の処理	487
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請	489
第6章	広報活動	492
第1節	町の活動	492
第2節	関係機関の活動	493
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	493
第4節	広聴活動	494
第5節	安否情報の提供	494

第7章 避難活動	495
第1節 避難の勧告等	495
第2節 警戒区域の設定	497
第3節 避難誘導の実施	498
第4節 避難所の開設	500
第5節 学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	502
第6節 避難状況の報告	502
第7節 他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	503
第8節 避難地区の警戒警備	503
第8章 緊急輸送活動	504
第1節 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	504
第2節 緊急輸送体制の確立	504
第3節 応援要請	506
第4節 記録等	506
第9章 交通応急対策	507
第1節 交通の確保対策	507
第2節 交通規制の実施	508
第3節 道路交通確保の措置	509
第4節 緊急通行車両の確認等	509
第10章 消防活動	512
第1節 消防活動の基本方針	512
第2節 消防機関の活動	512
第3節 消防活動の応援要請	514
第11章 水防活動	516
第1節 水防活動	516
第2節 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報	519
第3節 水防活動の応援要請	519
第12章 人命救助活動	520
第1節 人命救助活動の基本方針	520
第2節 町の活動	520
第3節 消防機関の活動	520
第4節 自主防災組織の活動	520
第5節 事業所の活動	521
第6節 自衛隊の活動	521
第13章 食料の確保・供給	522
第1節 災害時における応急供給	522
第2節 住民及び自主防災組織の活動	523
第3節 炊き出し計画	523
第14章 生活必需品等の確保・供給	525
第1節 応急供給実施体制	525
第2節 災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	525
第3節 町が保有する備蓄物資の取扱い	526
第4節 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	526
第5節 県が保有する備蓄物資の供給要請	526
第15章 飲料水の確保・供給	527
第1節 実施責任者	527
第2節 給水方法	527
第3節 給水量	528
第4節 給水期間	528
第5節 給水施設の応急復旧	528
第16章 医療救護活動	529

第1節	医療救護活動の実施方針	529
第2節	医療救護の実施	529
第3節	後方医療体制の整備	530
第4節	医薬品等の確保	530
第5節	負傷者等の搬送	530
第6節	関係機関等への支援要請	530
第7節	協力要請への対応	531
第8節	住民及び自主防災組織の活動	531
第9節	病院診療所等一覧	531
第17章	防疫・衛生活動	532
第1節	実施責任者	532
第2節	防疫・保健活動	532
第3節	住民の活動	533
第18章	保健衛生活動	534
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	534
第2節	被災者等への保健衛生活動	534
第3節	保健師等の応援・派遣受入	534
第19章	食品衛生活動	535
第1節	町の活動	535
第2節	住民の活動	535
第20章	死体の搜索・処置・埋葬	536
第1節	実施体制	536
第2節	行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬	536
第21章	廃棄物等の処理	539
第1節	実施体制	539
第2節	廃棄物等処理体制の編成	539
第3節	ごみ収集処理の方法	539
第4節	し尿の収集と処理	539
第5節	野外仮設便所の設置	540
第6節	死亡獣畜の処理方法	540
第7節	処理施設の応急復旧	540
第8節	住民の活動	540
第22章	障害物の除去	542
第1節	実施体制	542
第2節	障害物等の除去	542
第3節	河川の障害物の除去	542
第4節	港湾区域における障害物の除去	542
第5節	住宅関係障害物の除去	542
第23章	動物の管理	544
第1節	町の活動	544
第2節	住民及び民間の活動	544
第3節	死亡した動物及び家さんの処理	544
第24章	応急住宅対策	545
第1節	住宅応急対策の実施	545
第2節	公営住宅等の一時供給	546
第3節	応急仮設住宅の供給	546
第4節	被災住宅の応急修理	547
第5節	経費の負担	547
第25章	要配慮者への援助	548
第26章	広域応援活動	549
第1節	消防機関の活動	549

第2節	町の活動	549
第3節	海上保安庁の支援	549
第4節	応援要員の受入れ体制	550
第5節	従事命令又は協力命令	550
第6節	外国からの応援活動	550
第27章	ボランティア等への支援	552
第28章	自衛隊の活動	553
第1節	自衛隊の支援	553
第2節	自衛隊の救助活動の内容	553
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	554
第4節	派遣部隊の受入れ措置	554
第5節	派遣部隊の撤収	555
第6節	費用負担	555
第29章	ライフラインの確保	557
第1節	水道施設	557
第2節	下水道施設	557
第3節	電力施設	557
第4節	ガス施設	558
第5節	電信電話施設	558
第30章	公共土木施設等の確保	561
第1節	道路施設	561
第2節	海岸保全施設	561
第3節	河川管理施設	561
第4節	港湾施設	561
第5節	農地・農業施設	561
第6節	都市公園施設	562
第31章	郵政事業の運営維持	563
第1節	郵便物の送達の確保	563
第2節	郵便局の窓口業務の維持	563
第32章	鉄道施設災害の応急活動	564
第1節	災害対策本部等の設置	564
第2節	情報連絡体制の整備	564
第3節	災害応急措置及び復旧対策	564
第4節	旅客等への広報	564
第5節	避難誘導	564
第33章	危険物施設等の安全確保	565
第1節	危険物施設	565
第2節	高圧ガス施設	565
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	565
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	566
第34章	海上災害応急活動	567
第1節	実施機関	567
第2節	関係機関相互の通報連絡	567
第3節	関係機関の活動	568
第4節	大量排出油対策	569
第5節	船舶火災対策	570
第6節	在港船舶対策	570
第7節	陸上施設事故対策	571
第35章	応急教育活動	572
第1節	学校における災害応急対策	572
第2節	応急教育計画の作成	572

第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	573
第4節	文化財の保護	574
第36章	社会秩序維持活動	575
第37章	消防防災ヘリコプターの支援	576
第1節	緊急運航要請手続き	576
第2節	支援活動の種類	576
第3節	緊急運航の要件	576
第4節	自主出動	576
第38章	災害救助法の適用対策	577
第1節	災害救助法の適用	577
第2節	救助の種類	578
第3編	津波災害復旧・復興対策	581
第1章	災害復旧対策	583
第1節	激甚災害の指定	583
第2節	被災施設の復旧等	583
第3節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	584
第2章	復興計画	585
第1節	復興計画の作成	585
第2節	防災まちづくりを目指した復興	585
第3節	復興予算（中長期計画）の編成	586
第4節	復興財源の確保	586
第3章	被災者の生活再建支援	588
第1節	被災者の経済的再建支援	588
第2節	恒久住宅対策	589
第3節	中小企業を対象とした支援	589
第4節	雇用対策	589
第5節	農漁業者を対象とした支援	589
第6節	要配慮者の支援	590
第7節	生活再建支援策等の広報・PR	590
原子力災害対策編		591
第1章	総論	593
第1節	計画の趣旨	593
第2節	原子力災害対策重点区域	593
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）	595
第4節	運用上の介入レベル（OIL）	601
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	603
第6節	町の事務	606
第2章	原子力災害事前対策	607
第1節	地域防災計画（原子力災害対策編）の作成	607
第2節	通信連絡体制の整備	607
第3節	防災対策上必要とされる防護資機材等及び安定ヨウ素剤の整備	607
第4節	屋内退避実施体制及び広域避難者受入体制の整備	608
第5節	緊急物資等の確保	608
第6節	緊急輸送道路及び避難道路の確保体制の整備	608
第7節	防災知識の普及	608
第8節	原子力防災訓練の実施	609
第9節	複合災害対応に係る体制整備	609
第3章	緊急事態応急対策	611
第1節	応急措置の概要	611
第2節	活動体制	611

第3節	情報収集活動	614
第4節	通信連絡	614
第5節	広報及び広聴活動	615
第6節	緊急時モニタリング結果の共有	616
第7節	住民避難等の実施	616
第8節	被災地への応援協力活動	616
第9節	緊急輸送における緊急輸送道路及び避難道路の確保	617
第10節	ボランティア活動支援	617
第11節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急措置	617
第4章	原子力災害中長期対策	618
第1節	復旧期モニタリングの情報収集	618
第2節	汚染の除去等	618
第3節	指示及び制限措置解除の周知	618
第4節	災害記録の作成	618
第5節	風評被害等の影響の軽減	618
第6節	広域避難者に対する生活再建の支援	618